

別記第2号様式（結果の公表）

『鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)(案)』に対する意見募集結果をお知らせします。

鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)(案)について、みなさまからご意見を募集しました結果は、以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)を策定いたしました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【策定した政策の名称】

鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)

【政策等の案を公表した日】

令和3年2月2日

【意見募集期間】

令和3年2月2日(火)から令和3年3月3日(水)まで

【意見の提出状況】

- 1 意見提出者 1人
- 2 延べ意見数 1件
- 3 意見提出方法
窓口への提出 0件、郵便 0件、ファクシミリ 0件、電子メール 1件

【提出された意見と市の考え方】

別紙のとおり
なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。

【実施担当課／問い合わせ先】

鴨川市役所 健康推進課介護保険係 電話番号 04-7093-7111

【お知らせ】

このたび策定した「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第8期)」については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

ふれあいセンター内 鴨川市健康推進課
鴨川市役所1階 市政情報コーナー

鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第8期）に関するパブリックコメントの結果について

- 意見募集期間 令和3年2月2日（火）～令和3年3月3日（水）
- 意見提出者 1 人
- 延べ意見数 1 件
- 意見提出方法 電子メール 1 件

各論 第2章 ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまち

意見の概要	市の考え方
<p>3 医療・介護・保健・福祉の連携</p> <p>(1) 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>①地域包括支援センター・サブセンター事業</p> <p>各項目ごとに、該当する当事者を記載している点は、わかりやすいです。上記（鴨川市健康福祉推進計画）の計画案同様、（4つの福祉総合相談センターの）相談体制は同じであるか</p>	<p>鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、市直営の福祉総合相談センターを1か所、サブセンターを1か所、ブランチャ型のセンターを2か所設置し、日常生活圏域において相談が受けられるようになっております。</p> <p>これら、4つの福祉総合相談センターは、住民に身近な相談窓口として対応していますが、第8期（令和3年度から令和5年度）の鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画においても、福祉総合相談センターが連携し、機能強化と役割分担を行い、包括的・重層的な支援体制の整備を構築を目指して参りたいと考えており、鴨川市健康福祉推進計画案と相談体制は同じであります。</p>